

# 生徒心得

## 第1 生徒の本分

神奈川県立高浜高等学校生徒としての本分を自覚して、勉学に励み広く高い教養と豊かな情操を養い、よい社会人となるような教養を身につけよう。

## 第2 教育課程の履修

- 1 生徒は卒業認定の基準となる教科および科目の単位を履修しなければならない。
- 2 単位修得の認定は、学業成績および出席状況その他を考慮して定める。

## 第3 出欠席

- 1 生徒は誠実に授業を受け、学校の諸行事に参加し正当な理由なく欠席してはならない。
- 2 やむを得ない理由によって欠席・遅刻・早退するときは、前もって生徒手帳によりHR担任に届け出る。ただし、欠課は各教科担任にも届け出る。
- 3 事前に手続きをとることができない場合は、速やかにHR担任に連絡し、後刻前項に準じて届け出る。
- 4 病気のため、引き続き1週間以上欠席しようとするときは、欠席届を出す。
- 5 忌引きの日数は次のとおりとする。

父 母（保護者）	7日
祖父母・兄弟姉妹	3日
曾祖父母・伯叔父母	1日
同居の親族	3日

遠距離・遠隔地は別途考慮する。

## 第4 校内生活

- 1 登下校は定められた時刻を守る。（始業10分前には登校するようにする。）
- 2 登校後は、外出しない。やむを得ない理由で外出するときは、HR担任の許可を受ける。
- 3 登下校には、制服を着用する。ただし、校内においては上衣を脱いでいてもよい。
- 4 制服着用は、次の規定による。

ア 次に示した指定制服のうち、各項のいずれかひとつを着用する。

（上 衣）男子型ジャケット・女子型ジャケット

（下 衣）男子型冬スラックス・冬スカート・女子型冬スラックス・キュロット

（シャツ）長袖シャツ・長袖ブラウス

・希望により次の指定制服を着用することができる。

半袖シャツ・半袖ブラウス・ポロシャツ（紺）

男子型夏スラックス・ハーフパンツ・夏スカート

ベスト・セーター・カーディガン（それぞれ紺・グレー）

ネクタイ・クロスタイ

イ 上衣には、学年色の校章（バッジ）を指定の位置につける。

ウ 制服には必ず記名する。

エ 制服は、指定業者サイズを基準とする（改造しない）。

オ コートは、授業時間中（朝のSHRから帰りのSHR）は着用しない。

カ パーカー・トレーナー、スウェット、規定以外のジャージ類を着用しない。（部活動中のみ可）。

キ 上履きは学校指定のものとする。（学年色）

ク 体育着・体育館履きは学校指定のものとする。

ケ 健康その他の理由によって前項の各規程を守れない場合は、HR担任に異装届を提出し、承認を得る。

- 5 夏服・冬服の期間は設けず、次のとおりとする。
  - ア 式典（入学式、卒業式、始業式、終業式・修了式）等、学校の指示に応じて上衣（ジャケット）を着用する。
  - イ コートを着用する時は必ず上衣（ジャケット）を着用する。
- 6 欠席・早退・遅刻、異装での登校等は、届出をする。また病気その他の理由で欠席または遅刻をするときは、電話等で学校に連絡する。
- 7 持ち物には記名する。また、学習に必要な物を持ってこない。
- 8 貴重品は身につけておく。やむを得ないときは、HR担任に預ける。
- 9 金品を紛失または拾得したときは、HR担任に届ける。
- 10 校内での掲示、印刷物配布、金銭の集金、集会等を行う場合は、事前にHR担任または担当の先生に願い出て許可を受ける。
- 11 学校内の諸施設・設備および公共物等は、大切に扱う。
- 12 生徒手帳は携帯する。  
（生徒心得その他の諸規定をよく読み、守るように常に心掛ける。）
- 13 携帯電話・スマートフォン等は、授業中には使用しない。ただし、教員の指導の下では使用することができる。

## 第5 校外生活

- 1 言動その他において、高浜高校の生徒として品位を保つことを心掛ける。
- 2 夜間の外出は、なるべく避ける。（神奈川県条例で23時～4時の外出は禁止されている。）
- 3 遠距離の旅行は、保護者の同意を得た後、HR担任に連絡する。
- 4 自転車通学をする場合には、HR担任に申し出て許可を受ける。
- 5 許可された自転車には登録シールを貼る。（学年色）  
交通規則を守り、常に交通安全に努めるとともに、身を守るためにヘルメットの着用を心掛ける。
- 6 バイク免許等の取得については家庭で十分に話し合う。バイク通学（制服による乗車・同乗を含む）は認めない。
- 7 アルバイトは、学校生活の妨げにならないように家庭で十分に話し合うこと。

## 第6 留意事項

- 1 制服は加工しない。
- 2 異装は認めない。
- 3 パーマ・染色・脱色・エクステの加工をしない。
- 4 ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪等のアクセサリ、マニキュア等をしない。
- 5 髪留めは装飾のないものに限る。
- 6 次のような行為をした場合は、特別指導の対象となる。
  - ア 授業離脱などの行為
  - イ ライター・たばこ所持
  - ウ 喫煙・飲酒及び同席行為
  - エ 暴言・授業妨害・威嚇行為
  - オ 指導無視
  - カ バイク通学（制服による乗車・同乗を含む）
  - キ テスト不正行為
  - ク 万引き・窃盗行為
  - ケ 器物破損行為
  - コ いじめ
  - サ 暴力行為
  - シ 金銭強要行為
  - ス 薬物使用及び所持等の行為
  - セ インターネット・SNS等の不正使用
  - ソ その他、迷惑行為・反社会的な行為